

役員報酬等に関する規程

役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人海邦福社会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。
2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 理事長の報酬は勤務の実態に即して支払うものとし、定款の定めるところにより役員 の地位にあることのみによっては支給しない。報酬額は役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、計算式により基準額を理事会にて決定し、支給する。

[算出式]

前年度法人収入（※1）×算定パーセンテージ（※2）×勤務実態（※3）＝報酬額（※4）

※1:事業活動計算書におけるサービス活動収益

※2:算定パーセンテージは下記表参照

1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目以降
1.5%	1.4%	1.3%	1.2%	1.1%	1.0%

※3:勤務実態は土日、祝日を除く勤務

1日/週	2日/週	3日/週	4日/週	5日/週
20%	40%	60%	80%	100%

※4:報酬額（年俸）は海邦福社会正規職員給与規程に基づき月額を算定する

2 役員等が理事会、評議員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次の通り日当を支給する。ただし理事長には適応し

ない。

(1) 理事、監事

1日 4時間以内 15,000円

1日 4時間以上 20,000円

(2) 評議員

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 15,000円

3 監事及び評議員を兼務する理事が、同一日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

4 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に2項の規定により業務に従事した時は、理事会及び評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

4 理事において、施設・事業所、法人事務局の職を兼務する者には、第2項は適応しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次の通り支給する。

月額 30,000円

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、次の通りとする。

(1) 第3条1項の役員(理事長)については、海邦福祉会正規職員給与規程に基づき金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第2項の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、厳選所得税額を控除した額を支払う。

(費用弁償)

第5条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬)

第6条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設・事業所に係る苦情対応の

業務に従事した時は、次の通り日当及び第5条1項の費用弁償を支給する。

1日 4時間以内 10,000円

1日 4時間以上 15,000円

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が法人及び事業所に運營業務のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合に支給する。

2 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

3 交通費は鉄道運賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する。

4 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

5 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり5,000円を支給する。

6 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

7 参加費等の費用を別途支給及び事務局により支払った場合は、重複する出張旅費等は支給しない。

8 理事長及び施設・事業所、法人事務局の職を兼務する者には海邦福祉会旅費規程を準用する。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第8条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、次の基準に在任機関の年数を乗じて算出した金額とする。

(1) 理事、監事

在任期間1年につき 30,000円

(2) 理事、監事

在任期間1年につき 20,000円

(3) 評議員

在任期間1年につき 10,000円

- 2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上の時は切り上げ、6か月未満の時は切り捨てるものとする。

(支給の方法)

第9条 退任慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第10条 退任慰労金の支給にあたり、法定の源泉税及び退任役員等が法人に対して負担する債務がある時は、その額を控除する。

第5章 慶 弔

(弔慰金)

第11条 役員等が死亡した時は、下記表に定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
理事	70,000円	
その他役員等	50,000円	

(親族等への香華料)

第12条 役員等の親族等が死亡したときは、下記表に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

対象者	基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母、兄弟	10,000円	弔電

第5章 付 則

(改正)

第13条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人海邦福社会理事会の議決を経なければならない。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。